

I はじめに

企業買収時に生じるのれんの会計処理が衆目を集めている。例えば、資生堂は2010年に米ベアエッセンシャル社を約1,700億円で買収して多額ののれんを計上したが、直近の2017年12月期に関連する減損損失を約700億円計上し、中でものれんの減損が約6割を占めた¹。資生堂の同年度第3四半期決算短信（日本基準・連結）では、当該減損は状況を総合的に勘案し、主としてインカム・アプローチ²に基づく公正価値により算定された結果であると示されている。だがあるアナリストは、今回の資生堂の減損は他の事業セグメントの状況を考慮した「絶好のタイミング」で行われたと評する³。この見方からも、のれんの評価額算定や減損損失計上の決定が客観的に行われているのかという問題が提起される。わが国におけるIFRS（国際財務報告基準）の任意適用拡大⁴に伴い、のれんに対する非償却・減損アプローチと定期償却アプローチのどちらが望ましいかも議論すべきテーマであるが、本稿では実際にのれんがどのように評価されているのか、その実践をまず探ることにしたい。

その際、公正価値会計への言及は避けて通れない。国際会計基準審議会（IASB）と米国会計基準審議会（FASB）は、会計基準設定を通じて資産及び負債の公正価値会計をグローバルに拡大してきた⁵。その動きがもたらす経済的帰結をめぐる様々な見解があるが、少なくともそれが会計処理における財務諸表作成者の主観的判断の余地を

広げた点には異論が無いだろう。例えば、公正価値算定を目的としてインカム・アプローチを採用した場合、将来キャッシュフローの見積りや割引率の選定は財務諸表作成者の判断に委ねられるため、実務上バラつきが生まれ、情報の比較可能性に問題が生じ得る⁶。このような懸念をもたらす最たるものが、のれんの減損損失を算定する際に用いられる公正価値会計である⁷。伝統的に買入のれんを定期償却してきたわが国の会計基準とは対照的に、非償却・減損アプローチを採用するIFRSの任意適用拡大に伴い、その懸念の重要性は増している。

そこで本研究は、公正価値会計の観点から、のれんの評価がいかに行われているか実務に注目する。その際、本稿ではのれんの会計処理がいかにあるべきかという規範的議論は俎上に載せない。翻って、本研究の特徴は以下の2点に集約される。第1に、財務諸表を作成する企業の実務実践に焦点を当てる。すなわち、会計処理の過程を通じて算出された財務諸表上の数値よりも、評価プロセスの解明に重点を置く。のれんの会計上の取り扱いについては、理論的にも制度的にも償却か非償却の適否や影響に目が向けられがちであるが、これまで財務諸表作成者の評価や減損の実践が十分に検討され尽くされているとは言い難い。そこで本稿は、財務諸表作成者である企業を対象としたサーベイ調査や、公正価値評価を実務的・専門的にサポートする主体等から公表された資料を横断的に分析する。國部他（2017）でも提示されているように、ブラックボックス化している評価実践を少しでも明らかにしていく取り組みは有益であろう。のれんの公正価値会計における実務上の課

* おかもと のりあき 立教大学経営学部准教授

9

題に直面するのは財務諸表作成者である企業であり、実務実践の調査は今後の会計制度のあり方にも示唆を与える。第2に、本稿は地理的属性を限定せず、のれんに関する会計実践の国際比較を試みる。ASBJ（企業会計基準委員会）は、わが国を代表する会計基準セッターとして、のれんの定期償却アプローチの意義を主張しているが、そういった意見発信が影響力を持つためには、より国際的観点に立脚した調査・分析が必要であろう。

以下、次節はのれんの公正価値評価及び減損に焦点を絞り、特定の先行研究の検討を通じて、のれん会計が抱える現在の課題を浮き彫りにする。第Ⅲ節では、実務実践に直接的・間接的に関わる主体が公表した文書やサーベイ調査を網羅して分析する。第Ⅳ節では、分析結果の国際比較を試み、第Ⅴ節で本研究の結論と課題を纏める。

Ⅱ のれんの公正価値会計が包摂する課題

1 のれんの構成要素と評価における裁量性

のれんの会計処理に関する基準の変遷を概観すると、IASBが設定したIFRS3とFASBが設定したSFAS141及び142(ASC350及び805)が重要である。両基準セッターはのれん会計に関する共同プロジェクトを組成し、のれんを構成する要素として2つをコアのれんと位置付けた⁸。それらは「被取得企業が有する既存事業における継続企業（ゴーイングコンサーン）要素の公正価値」と「取得企業と被取得企業の純資産及び事業を結合することで期待される相乗効果及びその他便益の公正価値」である（IASB, 2008, para. BC313及び316；FASB, 2007, para. B313及び316）。これらのコアのれんの支配は、取得企業が被取得企業の方針及び経営を指図するパワーにより提供されるため、概念上の資産の定義を満たすとIASBとFASBは結論を下した（山田, 2017, 387頁）。より単純化して纏めると、のれんの構成要素には、①継続企業のれん（被取得企業の資産と負債を別々の取引で取得すると仮定したときに、それらの資産と負債から得られる収益率を、継続企業として被取得企業を取得した場合の収益率が上回る部分）及び②結合のれん（取得企業と被取得企

業が結合することで生じると期待される相乗効果及びその他の便益）に加えて、③プレミアム（取得企業による過大な支払い）及び④誤謬あるいは公正価値の測定上の問題（取得企業が支払った対価に誤謬があった、あるいはPPA（取得原価の配分）の過程で被取得企業の資産負債の公正価値に反映できなかった金額）が含まれる（デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社, 2016, 104頁）。このように、のれんの構成要素に関する複数の見解が混在するが、各々を明確に区別するのは困難であり、一様に発生するとは限らず、取引によりその内訳は千差万別であると想定される。そのため、例えばRamana (2015, pp.5-6) は、のれんに関するアカウンタビリティは会計基準の転換点（米国では定期償却から非償却へと2001年に基準改正）前後で異なるというスタンスをとる。

上記のように、のれんを成す要素の捉え方が様々であるため、その評価にも困難が伴う。Wen and Moehrle (2016) も指摘するように、まずのれんの期待以上の収益力がどの程度持続するかの判断が難しく、のれんの耐用年数の決定が困難である。さらに、のれんの持続的収益力を測定することが困難であるため、客観的な将来キャッシュフローの見積りや割引率の選定が容易ではない。そもそも主観的判断が介入し得るのれんの処理に関して、評価（減損損失等）に関する情報が投資家にとって本当に望ましいのかこれまで様々な研究が行われてきたが、明確な結論が導出されているとは言い難い⁹。

Ramana and Watts (2012) も指摘するように、特に問題となるのは、のれんの公正価値評価が正当に行われたかの厳密な検証が困難であり、経営者（もしくは会計担当者）の裁量的判断が介入する余地である。一方で私的情報仮説によれば、経営者（もしくは会計担当者）はのれんの公正価値に関する私的情報を伝達すると期待されるが、他方でエイジェンシー仮説に依拠すれば、経営者（もしくは会計担当者）は自身の私的利益を追求すべく、のれんの評価に伴う不確実性を恣意的に利用すると考えられる。この二元的仮説で描写される傾向は、相互排他的ではなく、企業（経営者や財務・会計担当責任者）や事例ごとに多様であると考えられる。実際にのれんの評価に直接関わ

る主体は誰なのか、外部専門家が評価の過程にどの程度介入して客観性を担保するのか、実務上複雑かつ困難であると考えられている手続きは何かといった点は未だ明確になっておらず、実務における情報を収集して究明する必要があるだろう。

2 のれんの評価及び減損損失算定に介入し得る主観性

本研究で焦点を当てるのれんに関する会計基準は、主として国際財務報告基準(IFRS3ならびにIAS36¹⁰⁾)及び米国会計基準(SFAS141及び142/ASC350及び805)である¹¹⁾。上述のように、FASBとIASBは共同プロジェクトの成果として改訂基準を公表したが、ともに非償却・減損アプローチを導入している¹²⁾。IAS36は減損に関して、「資産の回収可能価額(recoverable amount)が帳簿価額を下回っている場合、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額にまで減額する(para. 59)」ことを求める。回収可能価額は、資産の処分コスト控除後の公正価値か使用価値のいずれか高い方と定義付けられ(para. 6または74)、具体的な公正価値評価にはIFRS13の規定が適用される¹³⁾。IFRS13によれば、使用価値は「資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュフローの現在価値(para. 6)」と定義される。この将来キャッシュフローの見積りには、例えば市場規模の成長や広告宣伝効果、販売競争やインフレーションといった多様かつ不確実な将来的要因が含まれて評価が主観的になる点が懸念される。

そもそも、当初にM&Aの時価を各種無形資産に配分するPPAの過程において、評価や分類を行う際に主観性が伴う。PPAについては、一般的な市場参加者の目線に基づく公正価値で評価するという原則論や、分離可能性規準や契約法律規準といった無形資産の認識要件は示されているものの、評価手続に関する具体的な指針や詳細な規定といったものは存在しない。そのため、評価の多くは将来予測やファイナンス理論といった見積りや不確実性が伴う前提条件に基づいて行われ、前提条件や採用する考え方等によって、結果が大きく異なる(大和田, 2017)点が懸念される¹⁴⁾。

また、のれんの減損損失を算定する際に注意を要するのが、資金生成単位(Cash Generating

Unit: CGU)へののれん配分である。CGUは「他の資産又は資産グループからのキャッシュインフローとはおおむね独立したキャッシュインフローを生成する最小の識別可能な資産グループ(IAS36, para. 6)」と定義され、企業結合のシナジーによる便益が生じると期待される「のれんを内部管理目的で監視する最小単位であり、事業セグメントより小さいものであるべきである(IAS36, para. 80)」¹⁵⁾。だが、便益をもたらすと期待される最小単位の特定や配分の決定等、少なからず主観的判断が介入する。

ここまで論じてきたように、IFRSや米国会計基準のもとでは、規則的償却ではなく非償却・減損アプローチが採用されているため、20年を限度とする定期償却・減損アプローチを採用するわが国の会計基準よりも、財務諸表作成者の裁量や主観的判断に依拠する部分が大きいと考えられる。のれんの評価実践を掘り下げるべく、次節以降で関連する文書や先行研究を比較検討する。

III 専門的調査及び先行研究で得られた実践の端緒

1 米国におけるのれん減損の実務—Duff & Phelps and FERF (2016 及び 2017) の分析

2016年及び2017年11月、Duff & Phelps社と財務担当役員研究財団(FERF)は、共同で行った会計実務に関する調査を纏めた報告書を公表している。当該調査の目的は、米国企業によるのれんの減損に関する一般産業トレンドの解明であり、調査対象となった米国企業数は上場・非上場を含めて8,000を超え、調査結果は米国企業へののれんの処理状況のある程度描写し得ると考えられる。

それによれば、M&A¹⁵⁾及びのれんの減損に関して、2014年から2015年にかけてM&A成立件数は微減(1,523件から1,487件)したが、ディールの合計額自体は増加した(4,620億ドルから7,720億ドル)。それに呼応するように、同期間に新たに計上されたのれんの額も増加(1,570億ドルから4,580億ドル)し、計上されたのれん減損損失額も倍増(260億ドルから570億ドル)した。

特に2014年から2015年にかけて、エネルギー業界及びIT業界全体の景気が下降しており、両業界における企業ののれん減損損失額は、前年度比で3倍以上になった（Duff & Phelps and FERF, 2016, p.2）。その一方、2015年から2016年にかけて米国は景気回復局面にあり、この時期に計上された減損損失額は290億ドルと前年度から半減した（Duff & Phelps and FERF, 2017）。このことから、マクロ的な経済状況が各企業（産業）ののれん減損損失計上額に影響を及ぼしていることがわかる。

本調査結果のさらなる特徴的な点として、次の2点を指摘したい。以下の図表1は、Duff & Phelps and FERF（2016）における質問項目及び回答を一部抜粋したものである。

最初の質問に対する回答は、米国におけるのれん評価のための外部専門家の活用度合いを示している。調査対象となった公開企業の約半数及び非公開企業の8割以上（全体の約7割）が、外部の専門家（評価コンサルタント）に頼るのではなく、自社内でのれんの評価を行う意思を表示している。この結果を例えば金融商品の評価に関するデータと比較すると¹⁶、より企業固有の情報を含むと考えられるのれんについては、自社内で評価を行っている（または行う意思を有する）割合が相対的に高いことが際立つ。

2つ目の質問は、会計制度の変更に係るものである。2016年以前の米国会計基準では、のれんの減損テストが2段階（ステップ0～2）で構成されていた。当初にのれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が高いか（50%超か）定性的に評価し（ステップ0：選択適用）、ステップ1でのれんを含む報告単位の公正価値と帳簿価額を比較して公正価値が帳簿価額を下回っていれば、ステップ2として報告単位ごとののれんの暗示された公正価値と帳簿価額を比較して減損損失を計上することになっていた。とこ

ろが、FASBは2017年に複雑かつ実務の負担が大きいステップ2を削除する決定を下した。当初、FASBはステップ2の適用を任意選択にすることも考えたようだが、混乱を招き比較可能性を低下させる可能性があることに加え、企業がのれんの減損を様々な方法で計算している場合、その減損が何を表しているか利用者が解釈するのが困難であるという理由から、最終的に削除する決定に至った（秋葉, 2017a）。図表1における2つ目の質問に対する回答が示すのは、多くの米国企業が、のれんの減損簡素化の動きを好意的に捉えていることである。

上記の米国における調査結果を要約すると、のれんの減損は各業界の景気動向に影響を受ける傾向があるが、自社でのれんの評価・減損を行っている（行う意思のある）企業もかなり存在することが明らかになった。さらに、のれんの減損テストを簡素化する動きが、財務諸表作成者から好意的に捉えられていることも示された。これは、FASBが採用してきた非償却・減損アプローチに基づくのれんの公正価値評価の過程が複雑であると考えられている証左であろう。

2 IASB（2015）における基準適用に関する事後的レビュー

IASBは2014年から2015年にかけて、既に設定したIFRS3の適用後レビュー（Post Implementation Review：PIR）を行い、2015年に報告書を公表した。PIRはIASBによる比較的新しい試みであり、対象となる基準の検討すべき課題を特定し、その課題に関する「情報要請（Request for Information：RFI）」を公表するとともに、アウトリーチ活動を通じて意見収集し、学術的研究結果のレビューを踏まえて、基準設定前には予想しえなかった問題点等を明確にする過程から成り立っている。ここでは特に、のれんの公正価値評価や減損に関して収集された情報に焦点を絞る

図表1 Duff & Phelps and FERF（2016）における質問と回答

質問内容	公開企業	非公開企業	全体
直近ののれんの減損テストに評価コンサルタントを利用したか、またはその予定があるか	はい：51% いいえ：49%	はい：15% いいえ：85%	はい：31% いいえ：69%
報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る場合、FASBは第2段階を省きのれんの減損テストを簡素化する提案を出しているが、この提案に賛成するか	はい：86% いいえ：14%	はい：79% いいえ：21%	はい：82% いいえ：18%

ことにしたい。

RFI に対して情報を提供したのは 93 の個人及び組織であり、財務諸表作成者が 41% (38) を占め、以下会計事務所及び会計専門家組織が 23% (21)、基準セッターが 15% (14) と続いた。地理的に区分すると、欧州からの回答が最も多く (48%)、アジア・オセアニア・中東 (23%) と米国 (15%) を合わせて 86% となった。それと並行して、IASB は PIR の一環として 30 ものアウトリーチ (公開討論、カンファレンス、会議 (ウェブ会議を含む) 等) 活動を行った。アウトリーチ活動の相手は、投資家及び投資家団体が 64% (19) を占め、他には財務諸表作成者 (13%) などが含まれた。アウトリーチ活動の主たる拠点は欧州 (30 中 20) であった。

上記を通じて得られた情報を抜粋すると、まず「のれんに関する事後的な会計処理」に関して、一方で一部の投資家は「のれんの非償却や減損を行わない決定は、買収が期待通りの成果を上げているか確かめるのに役立つ」という理由から現在の基準を支持したが、他方では「企業結合で得られたのれんは時間の経過とともに自己創設のれんにより維持され、包摂される」ため、のれんの償却を支持する投資家も存在した (IASB, 2015, p.5)。後者の見方として、のれんを償却した方が利益のボラティリティが抑えられるとの意見もあった (IASB, 2015, p.21)。また、減損テストの複雑さに対する批判の声も見られた (IASB, 2015, p.22)。例えば、使用価値の計算に用いる税引前の割引率選定や、CGU に対するのれんの配分が困難であるとの意見が寄せられるとともに、使用価値の算定に用いられる仮定が主観的であることも懸念事項として挙げられた (IASB, 2015, p.22)。他には「公正価値の算定」に関して、企業結合後に成長を捉える場合、「取得前の企業部分が成長したのか、取得によって得られた部分が成長したのかを比較するのに公正価値は役に立たない」という辛辣な意見も見られた。総じて PIR を通じて、のれんの評価・減損に関する実践的課題が数多く IASB に寄せられたと言っていいただろう。

3 わが国におけるのれん会計の実践の探求

上記の PIR の動きに沿うように、わが国の ASBJ は、EFRAG (欧州財務報告諮問グループ) 及び

OIC (Organismo Italiano di Contabilità: イタリア会計基準設定主体) と共同でディスカッション・ペーパー『のれんはなお償却しなくてよいか』を 2014 年 7 月に公表した (ASBJ, 2014)。その中で ASBJ は、のれんの非償却に疑問を呈し、定期償却の再導入も一つの選択肢であると示すとともに、後に定量的調査結果 (ASBJ, 2016) も公表した。当該調査は質問等に基づくサーベイ調査とは異なるが、過去 15 年ほどのわが国におけるのれん及びその会計処理の重要性の高まりを示すため、ここで取り上げることにしたい。

ASBJ (2016) は、米国・欧州・日本及び豪州における株価指数対象会社のうち、合計 1,069 社¹⁷を対象とした調査を行った。2005 年から 2014 年の期間において、サンプル企業の①のれんの金額及び 1 社当たりののれん金額、②純資産及び時価総額に対するのれんの割合、及び③減損損失計上額及びその割合の推移を調べている。まず①に関して、日本企業ののれんの合計額は 2004 年の 160 億ドルから 2014 年には 490 億ドルとおよそ 3 倍に増加した。この間、のれんを認識していた企業 1 社当たりののれん金額も約 1.51 億ドルから 3.98 億ドルに増加している。②に関して、純資産及び時価総額に対するのれんの割合の増加を表すと、前者は 2005 年の 2% から 2014 年には 4% に増加し、後者については 2004 年の 1% から 2008 年には 5% に増加したが、その後 2014 年には 3% にやや低下した。③に関して、減損損失計上額は 2005 年の 10 億ドルから 2014 年には 50 億ドルに増加したが、会社数は 2006 年の 12 社から、2008 年には金融危機の影響もあって 21 社に増加したが、2014 年には 13 社に低下している。この数字は欧州や米国の数字と比較すると相対的にまだ低いが、M&A の増加もあって、徐々にわが国でものれん及びその減損の重要性が高まってきている点を示唆している。

のれんの処理に関して、わが国の特徴的な点は費用化の程度に顕著に表れる。前年度末ののれん金額に対する調査対象年度ののれんの費用価額及び償却の割合に注目すると、日本では 2006 年には 13.5% と比較対象国よりも高く、2014 年には 10.2% に低下しているが、それでも 1% 前後である他国よりも高水準にある。貸借対照表に表示されるのれんの割合は他国と比べて相対的に低い一

方、20年以内での定額償却が要求されているため、のれんを費用化する程度は相対的に高くなっている。

それでは日本企業はのれんをどのように捉えているのか、日本経団連（2017）が行ったアンケート調査を取り上げる。調査を依頼された企業は58社であり、実際に回答を寄せたのは31社であった。回答した企業の適用会計基準は、日本基準（15社）、IFRS（適用予定を含む）（13社）及び米国基準（3社）であり、業種は製造業が15社で最多であり、次いで金融業（10社）及びその他（6社）であった。アンケートの質問内容は「のれんの性格」、「のれんの企業結合後の会計処理」、「のれんの償却年数の見積り」及び「減損テストの改善」から成る。まず「のれんの性格」に関して、償却及び減損を支持する企業は総じて「ブランドなどのれんの維持には追加的コストがかかる」という観点から、のれんの価値は一般的に時の経過に従い減価するとの見方を有するが、少数派の減損のみのアプローチを支持する企業は、「M&A後に価値が維持されるシナジーもある」と述べている。「のれんの企業結合後の会計処理」については、9割以上の回答企業（31社中29社）が「償却+減損」を支持し、その論拠として「企業結合後の適切な業績の把握」、「企業経営に規律を与え、企業経営の安定に資する」、「のれんの価値は経年で減価して自己創設のれんに置き換わる」、「投資の成否を明確に示す」等の意見が寄せられた。「のれんの償却年数の見積り」については、社内規定を設けて恣意性を排除している実務例や、監査人と十分な協議を行って合理性を高めている点が挙げられ、現行の日本基準を支持する回答企業が多く、10年や20年といった具体的な償却年数への言及が見られた。「減損テストの改善」については、実務的負担への懸念からIASBが検討するPHアプローチ¹⁸への批判的意見が提示されるとともに、減損テストは償却とともに導入する方が望ましいとの見解が示された。総じて日本経団連（2017）は、わが国の伝統的な「償却+減損アプローチ」の合理性や有用性を強調する意見を要約した形になっている。

上記は会計基準セッターや専門的組織による調査結果であるが、以下では他国におけるアカデミックなサーベイ及びインタビュー調査を複数取り

上げる。

4 デンマークにおけるサーベイ調査 (Petersen and Plenborg, 2010)

Petersen and Plenborg (2010) は、IAS36を適用する企業を調査対象とし、減損損失を認識する基礎となる資金生成単位（CGU）の定義及びその回収可能価額の測定に関する質問調査に基づく研究である。彼等は2006年3月1日時点でコペンハーゲン証券取引所に上場しているのれん計上企業80社に対して質問調査を実施し、76社から回答を得た¹⁹。

結果として、減損テストがどこで行われるかという質問には、本社部門もしくは同部門の責任者という回答が多数を占め（76%）、本社部門と他部門により行われるとの回答は23%であった。その中で誰が減損テストを行ったのかという問いには、企業内部の専門家チーム（60%）と企業内外の専門家（20%）との回答が大部分を占めた。それに対し、外部専門家のみとの回答はなかった。さらに、20%の企業が利用したと回答した外部専門家は誰かという問いには、監査法人という回答が100%を占めた。加えて、減損テストを行った（おそらく内部）者が他の資産等の価値評価に同様に携わっているかという5段階尺度（1：全く携わっていない—5：他の評価実務に深く携わっている）に基づく質問には、3から5と回答した者が全体の85%を占め、5と回答した者は3割以上に上った。さらに具体的な評価手法に関して、CGUsの回収可能額を測定するのに用いた方法は何かという問いには、使用価値と回答した者が最も多く（66.1%）、減損テストに用いた使用価値を見積もるのに用いた具体的方法として、DCF法を用いた者が圧倒的に多かった（82.3%）。

上記のデンマークの上場企業を対象にしたサーベイ調査結果で明らかになった点は、のれんの減損テストに企業内部の専門家集団が重要な役割を果たしており、約2割の回答企業が外部専門家である監査法人の専門的知識を利用している点である。また、減損テストにはDCF法に基づく使用価値が大部分の回答企業により用いられる点も明示された。

5 イタリアにおけるサーベイ調査 (Mazzi et al., 2016)

Mazzi et al. (2016) は、IFRS を適用するイタリア上場企業²⁰ の CEO に対し、主として減損に関する 50 以上の質問から成るサーベイ調査を試み、合計 48 の回答を得た。質問に対する回答は 5 段階尺度で表され、質問の主旨は大きく以下のように 3 分類できる。第 1 に、固定資産の減損に係る会計基準 (IAS36) への印象に関する問いであり、例えば、「基準は真実かつ公正な外観を反映するのに適切であるか：回答の平均 3.458」, 「基準は金融市場に有用な情報を提供するのに適切であるか：回答の平均 3.646」, 「基準は経営者の意思決定を支援するのに適切であるか：回答の平均 3.167」, 「基準は利害関係者の意思決定を支援するのに適切であるか：回答の平均 3.375」, 「基準は創造的会計 (creative accounting) を抑止するのに役立つか：回答の平均 3.0」, 「基準は複雑であるか：回答の平均 3.854」, 「基準は財務諸表作成者の主観的解釈を要するか：回答の平均 3.125」, 「基準は経営者のニーズに合致するよう適用できるか：回答の平均 3.167」, 「当該基準は詳細であるか：回答の平均 3.708」等、多岐にわたる調査結果が得られた。当該調査で特に顕著になっているのは、IAS36 は企業の真実かつ公正な外観を反映し、有用であると考えられている反面、同時に複雑かつ詳細であり経営者のニーズを満たす主観的な解釈の余地を与え得ると考えられている点である。

第 2 に、基準で要求される回収可能価額の見積りに関する質問への回答であり、例えばそれは「内部監査委員会の影響を受けるか：回答の平均 2.542」, 「独立した外部監査法人の影響を受けるか：回答の平均 2.729」, 「マクロ経済を意識した経営者の行動の影響を受けるか：回答の平均 2.667」, 「証券市場と連動した経営者のニーズの影響を受けるか：回答の平均 2.375」等から成る。回答平均値が 2.5 から 3.0 の範囲にあることから、回収可能価額の見積りに対して、外部監査法人の存在が多少の影響を与えているが、突出して影響を与える要素が見出されているわけではない。

第 3 に、基準の適用に伴う困難さに関するものであり、例えば特に金融危機時において「減

損すべき資産の特定が困難であるか：回答の平均 3.083」, 「公正価値の見積りが困難であるか：回答の平均 4.042」, 「使用価値の見積りが困難であるか：回答の平均 3.833」, 「割引率の選定が困難であるか：回答の平均 3.938」, 「成長率の決定が困難であるか：回答の平均 3.979」等であった。この結果から、金融危機のような市場状態下では、のれんのような無形資産の公正価値の算定は、使用価値の見積りや割引率及び成長率の見積りが極めて困難であると財務諸表作成者から認識されていたことがわかる。

6 フィンランドにおけるインタビュー調査 (Huikku et al., 2017)

Huikku et al. (2017) は、フィンランドにおける IFRS 適用企業を対象とした、のれんの減損に関わり得る関係者 (CFO, 財務コントローラー, 会計基準アドバイザー, 外部の評価専門家, 監査人及び投資家等) に対する 53 回にも上るインタビュー調査に基づく研究である。Huikku et al. (2017) のインタビュー内容及び回答は、「減損テストにおける将来キャッシュフローの見積り」と「減損テストに用いる WACC (加重平均資本コスト) の決定」の 2 つに分類される。以下で、本研究の主旨と関連する部分を抜粋して要約する。

まず「減損テストにおける将来キャッシュフローの見積り」に関して、ある CEO は「我々は減損テストを行う際に、自社で確立した長期経営計画や戦略に関する数値を用いる。つまり、それは減損テストのために特別につくり出されたのではなく、既にあるものである」と述べた。これは減損テストに用いられるデータが、複数の目的に用いられているという点で客観性を一定程度担保し得ると考えられる (Huikku et al., 2017, p.72)。別企業の CEO は、将来キャッシュフロー予測を支える「将来経営計画にはネガティブな情報を排除する傾向がある」と示唆した (Huikku et al., 2017, p.73)。さらに異なる CEO は、「各営業部門から最新の営業計画や数字を入手するが、最終的にモデルに基づきのれんの価値 (減損損失) の計算を行うのは、財務会計担当者である」と述べ、計算に関する責任は分離されている点が示された。

次に「減損テストに用いる WACC の決定」に関して、ある企業の CEO は、「我々は社内で WACC を計算し、その後監査をお願いしている監査法人以外にその WACC の中身を確認してもらうことが多い」と述べた (Huikku et al., 2017, p.75)。またある監査人は「フィンランドでは多くの小規模かつ株式流動性の低い企業が上場していることが広く知られている。しかしながら、WACC の見積りに際してこれらの企業のベータやその他数値をいかに調整すべきか、人によって見方が大きく異なる。結局、万全を期して取締役会や財務部は外部のコンサルティング会社から WACC を購入することになる」と指摘した (Huikku et al., 2017, p.75)。このように、のれんの減損テストに用いる割引率としての WACC の算定は困難である点が特徴的である。

最終的に Huikku et al. (2017) は、定性的なインタビュー調査等を総合的に検討し、IFRS に基づく財務会計実践 (のれんの公正価値会計及び減損損失の算定) は、財務諸表作成企業を越えて、人的には外部評価機関や監査人まで、物的には評価モデル等も含めて実践が分散している点を強調している²¹。さらに、その過程で提示される評価の信頼性も相対的なものであると結論付けている。加えて、企業内部に固有の情報をのれんの評価に用い、減損テストに使う WACC の決定が容易ではないことも示された。

7 オーストラリアにおけるのれんの公正価値会計の実践 (Finch, 2015)

Finch (2015) は IFRS 採用以降のオーストラリア証券取引所上場企業を対象としたのれんの会計処理に関する研究である。のれんを計上した時価総額の大きい 200 のサンプル企業が 2006 年に作成した財務諸表を分析対象²²として、のれんの会計処理を複数の観点から考察している。主たる研究結果は、以下の 3 点に集約される。

まず第 1 に、約 82% の企業 (200 中 164) がのれんが配分される CGUs (資金生成単位) を十分に開示しており、残りのサンプル企業は CGU に配分されるのれんの額が一致していないか、その配分に関する十分な開示を行っていない。この結果が示唆するのは、のれんの公正価値評価の実践に関する開示がやや不十分であり、透明性が

確保されていないという点である (Finch, 2015, p.167)。

第 2 に、当時のオーストラリア基準では、のれんの評価額の算定に「処分可能価額 (公正価値から売却コストを差し引いた額)」、「使用価値」もしくは「両方の併用」が認められていたが、IFRS を採用したサンプル企業の開示情報を分析した結果、圧倒的に「使用価値²³」のみを採用する企業 (200 中 157) が多かった。この背景には、のれんの処分可能価額の入手が困難であり、企業から敬遠されていた点に関連しているだろう。

第 3 に、使用価値を算定する際に用いる割引率に関して、サンプル企業の開示情報を「複数の明示的な割引率を採用」、「単一の明示的な割引率を採用」、「用いた割引率のレンジを開示」もしくは「開示なし」に分類した結果、「単一の明示的な割引率の採用」を開示した企業が 107 で約 65% を占めた。さらに、開示が要求されているにも関わらず、割引率の選定に関する有効な開示を行わなかった企業も 25 社あった。このように、のれんの減損損失の算定に関して、会計基準で要求されている開示水準に満たない点が散見され (例えば成長率やターミナルバリューの算定に伴う開示も不十分と指摘される)、透明性が不十分であった点が懸念される (Finch, 2015, pp.198-199) が、それは裏を返せば、割引率の確定が容易ではない点を示している。

IV 国際比較による分析

本稿では、ここまで様々な国におけるのれんの評価及び減損の実務に関する情報や研究成果を概括した。調査対象となった国別に得られた結果を図表 2 に纏めたが、比較すると国際的差異よりも共通点が浮き彫りになった。会計基準の国際的統合が進んだ現状に鑑みれば、国ごとの会計実践の差異は以前よりも大幅に縮小されていると想定される。

まず顕著に共通して見られた調査結果として、現行ののれんに対する会計基準が複雑かつ詳細であり、改善の余地があると各国で考えられている点が挙げられる。さらに掘り下げると、その複雑さをもたらしているものは、成長率や使用価値の

図表2 得られたサーベイ・インタビュー調査結果の国際比較

対象国	調査対象	適用会計基準	質問内容・リサーチエクステナション	得られた回答・調査結果
米国	上場及び非上場の米国企業8,400社から8,500社	米国会計基準	①最近ののれんの減損テストに評価コンサルタントを利用したか、またはその予定があるか ②報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る場合、FASBは第2段階を看すのれんの減損テストを簡素化する提案を出しているが、この提案に賛成するか(のれんの減損プロセスの簡素化に賛成するか)	①全体の回答者の約7割(69%)がコンサルタントを利用しないと回答 ②全体の回答者の82%が減損損失算定プロセスの簡素化に賛成
日本	日本企業31社	日本基準、IFRS及び米国会計基準	①のれんの性格 ②のれんの企業結合後の会計処理 ③のれんの耐用年数の見積り ④減損テストの改善	①ブランドなどのれんの維持には追加的コストがかかる ①M&A後に価値が維持されるシナジもある ②償却+減損アプローチは企業結合後の業績を適切に把握させ、企業経営に規律を与えて安定させる ②のれんの価値は経年で減価して自己創設のれんに置き換わるため、償却することで投資の成否が明確に示される ③社内規定を設けて恣意性を排除し、監査人と十分な協議を行って合理性を確保することは可能である ④償却を導入して簡素化することにより、改善が達成される
デンマーク	コペンハーゲン証券取引所に上場する76社(うち62社が分析対象)	IFRS	①どこで減損テストが行われるのか ②誰が減損テストを実行するか ③具体的な外部の専門家とは ④CGUsの回収可能額を測定するのに用いた方法は何か ⑤減損テストのために用いた使用価値を見積もる方法	①本社部門(または同部門に属する個人):76% ②内部の専門家集団:60%;内部及び外部専門家:20%;内部の専門家個人:20%;外部専門家のみ:0% ③監査法人:100% ④使用価値:66%;売却コストを除いた公正価値:8%;両方:26% ⑤DCF法:82%;複数の方法:13%;EVA法:3%;その他:2%
イタリア	イタリア上場企業CEO48名	IFRS (IAS36)	①IAS36について ②回収可能価値について ③減損会計基準の適用について ④段階尺度により回答1:全くそう思わない-5:強くそう思う	①利害関係者の意思決定を支援するのに適切であるか:3.375 ①創造的会計(creative accounting)を抑制するのに役立つか:3.0 ①基準は複雑であるか:3.854 ①基準は財務諸表作成者の主観的解釈を要するか:3.125 ①基準は経営者のニーズに合致したものとなっているか:3.167 ①基準は詳細であるか:3.708 ②内部監査委員会の影響を受けるか:2.542 ②独立した外部監査法人の影響を受けるか:2.729 ②マクロ経済と連動した経営者の行動の影響を受けるか:2.667 ②証券市場と連動した経営者のニーズの影響を受けるか:2.375 ③減損すべき資産の特定が困難であるか(平時):2.583;金融危機時:3.083 ③公正価値の見積りが困難であるか(平時):3.146;金融危機時:4.042 ③使用価値の見積りが困難であるか(平時):2.979;金融危機時:3.833 ③割引率の決定が困難であるか(平時):2.979;金融危機時:3.979 ③成長率の決定が困難であるか(平時):2.979;金融危機時:3.979
フィンランド	のれんの減損に関わり得る55人の関係者(CFO、財務コントローラー、会計基準アドバイザー、外部の評価専門家、監査人、投資家等)に対する53回のインタビュー	IFRS	①減損テストにおける将来キャッシュフローの見積り ②減損テストに用いるWACCの決定	①自社で確立した長期経営計画や戦略に関する数値を用いるが、それは減損テストのために特別に作成されたものではない ①将来経営計画はネガティブな情報を排除する傾向がある ①各営業部門から必要な情報は入手するが、最終的にモデルに基づきのれんの価値(減損損失)の計算を行うのは、財務会計担当である ②社内で計算したWACCは、監査を行う監査法人以外の監査法人に確認してもらったことが多い ②多くの小規模かつ株式流動性の低い上場企業のWACC見積りが難しく、外部のコンサルティング会社からWACCを購入することになる
オーストラリア	のれんを計上した時価総額の大企業200社	IFRS	①のれんが配分されるCGUs(資金生成単位) ②のれんの評価額の算定方法 ③使用価値を算定する際に用いる割引率	①18%の企業用のれんの配分に関する開示が不十分であった ②「使用価値」を用いた企業が圧倒的に多い ③「単一の明示的な割引率」を採用した企業が約65%を占めたが、開示が不十分な企業もあった
複数国	123の個人及び組織(財務諸表作成者、会計事務所及び会計専門家組織、会計基準セッター、投資家及び投資家団体)	主としてIFRS	①のれんに関する事後的な会計処理 ②公正価値の算定	①のれんの非償却減損を行わない決定は、買取が期待通りの成果を上げていないか確かめるのに役立つ ①企業結合で得られたのれんは、時間の経過とともに自己創設のれんにより維持されて包摂される ②複雑であるとともに、取得前の企業自体が成長したのか、取得によって得られた部分が成長したのかを比較するのに公正価値は役に立たない

見積りに加えて、割引率の決定の困難さであり、のれんの公正価値評価を客観的かつ単純に行うのに各企業が苦慮していることが窺える。米国では、実際に段階的なのれんの評価及び減損に関する会計基準が簡素化され、多くの企業が賛同している。それと同時に、現行の会計基準の複雑さを直接低減すべく、非公開企業にのれんの定期償却の一部導入が進められた²⁴。このような複雑さに対する懸念の声は、のれんの評価や減損損失算定のための割引率決定など一部のみを外部の専門家（コンサルタントや監査法人等）によるサービスに頼り、のれんの評価についてはできるだけ自社内で評価しようとする意向が複数の国で見られたことも関係している。つまり、のれんに関しては、金融商品の評価するように企業外部の市場に分散した複数の情報源から公正価値の近似値を求めていく（Okamoto, 2014）のではなく、あくまでも企業内部に散在する情報を収集して評価額を求めようとする傾向があると考えられる。

より具体的な実務に目を向けると、のれんの公正価値の算定には、使用価値が頻繁に用いられていることも浮き彫りになった。周知のように、使用価値の見積もりには将来キャッシュフローを見積もり、割引率を決定するという主観的判断が介入し得る点が課題として指摘される。しかしながら、そういった経営者の主観的判断が、のれんの公正価値評価及び減損損失算定にとってどの程度望ましいかという点が、会計基準セッターや財務諸表作成者の間で国際的にもコンセンサスが取れていない。当該課題については、さらなる探究が必要であると思われる。

V 結論と課題

企業の成長戦略として M&A という選択肢が世界的にも増加している現状を考慮すれば、企業が作成する貸借対照表でますます大きなウェイトを占めつつあるのれんの会計処理が抱える課題を究明することは喫緊の課題である。本稿は、荒削りながら企業の評価実践の観点から各種資料や先行研究における情報を収集・整理し、今後の制度設計に資する知見を提示しようと試みた。本研究で明らかになった点を以下に要約する。

まず第 1 に、特に米国、デンマーク、フィンランドにおける研究結果で共通して明らかになったこととして、評価コンサルタント等の外部専門家に頼らずに、なるべく自社内でのれんの評価及び減損損失算定を行う動きがあることである。勿論、のれんも例えば金融商品のような資産と同様に公正価値評価が複雑になり得るが、その評価は基本的にマーケット・アプローチではなく使用価値に基づくインカム・アプローチに依拠することになるため、社内で評価規定を整備するなどして、評価に関する経験を蓄積しようとする傾向があると考えられる。

第 2 に、総じて現行の減損会計基準における非償却・減損アプローチが、将来キャッシュフローの見積もりや割引率や成長率の決定等の点において複雑であると実務担当者から考えられている点も浮き彫りになった。この複雑さへの対応策として、定期償却アプローチの導入も選択肢としてあり得るが、米国会計基準に見られるように、現行の減損プロセスにガイダンスを加えるなどして部分的に簡素化していく方法もあり得るだろう。

最後に、今後検討すべき課題を挙げる。実務実践において複雑であり問題であると考えられている会計基準や会計処理に関して、いわゆる原則主義的な考え方を押し進めて可能な限り単純化し、財務諸表作成者の主観的な選択や判断の余地を拡大させるのが望ましいのか、例えばのれんの定期償却のように、財務諸表作成者の裁量的な判断の余地を縮小していくことが望ましいのか未だ十分に解明出来ていない。この点に関しては、今後の研究課題としたい。

[付記]

本稿を作成するにあたり、公益財団法人野村マネジメントスクールの 2016 年度研究助成を受けている。ここに記して感謝申し上げる。

注

- 1 具体的な内訳を示すと、のれんの減損が約 431 億円で最大であり、以下商標権（237 億円）、顧客関連無形資産（24 億円）と続く。
- 2 インカム・アプローチは基本的に「割引キャッシュフロー（DCF）方式」に基づく評価方法であるが、

- 株式の評価には「配当割引モデル (DDM)」や「定率成長 DDM」及び「資本化モデル」等も含まれる (IFRS Foundation, 2012)。
- 3 日本経済新聞 2017 年 11 月 2 日付朝刊 16 面。
- 4 2018 年 1 月時点で、IFRS 基準を適用済み、適用決定及び適用予定の企業は合計 171 社に上り、東証時価総額合計の 30% を占める。さらに適用を検討している企業が 214 社存在する (竹村, 2018, 32 頁)。
- 5 例えば具体的基準として IFRS13 や SFAS157 (ASC 820) がある。Whittington (2013, p.265) も IASB が特に設立後最初の 10 年は、公正価値を測定目的として選好してきた点を指摘している。
- 6 例えば、資産の使用価値算定に係る割引率選定に関して、貨幣の時間価値や将来キャッシュフローの見積りに、対象資産に固有のリスクを反映させるといえる。だが、日本基準では IFRS のように「企業に対する市場の評価を可能な限り反映する」という点が明示的に求められていないため、企業全体の WACC をそのまま利用するといった実務も多く見られ、資産に固有の利率を重視する IFRS とは異なる処理が行われる傾向がある (富田, 2016, 21-22 頁)。
- 7 のれんの減損テストにおける経営者の主観性は米国でも問題視されている (Boyle et al., 2016)。
- 8 それ以外に挙げられていた要素は、「取得日における被取得企業の公正価値が純資産の帳簿価額を上回る部分」、「被取得企業がそれまで認識していなかったその他の純資産の公正価値」、「提示する対価を評価する際の誤謬により生じた、取得企業が支払う対価の過大評価」及び「取得企業からの過大もしくは過小な支払額」である。
- 9 例えば IFRS3 の PIR (事後的レビュー) における学術的研究の分析結果として、認識された減損損失に関する情報が目的適的な情報を提供し得る点とともに、経営者のインセンティブがのれんの減損に与える影響が併記された (IASB, 2015)。これらが対比的に述べられていることから、前者は望ましい点である反面、後者は懸念すべき事項であるとの見解を IASB は示している。
- 10 IAS36 は 1998 年に設定されたが、2004 年に IFRS3 と同時に修正版 IAS36 が公表された。
- 11 補足的に比較目的でわが国の会計基準も参照する。
- 12 当該基準設定の背景に存在した様々な政治的駆け引きについては、小形 (2017) を参照されたい。
- 13 米国基準は回収可能価額ではなく公正価値と表現しているが、両基準は非償却・減損アプローチを採用するという本質的な部分で共通している。
- 14 PPA における無形資産の認識基準に関して、IFRS と日本基準は微妙に異なる。日本基準では、分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱い、IFRS では

- 資産が分離可能かどうかを問わず、契約または法的権利から生じている場合は識別可能とされ (契約・法律規準)、契約・法律規準を満たさない場合でも、分離可能であれば識別可能とされる (分離可能性規準) (松本, 2017, p.19)。
- 15 調査では被買収企業の発行済株式の 50% 以上を取得したものを M&A と見なしている。
- 16 複雑な金融商品の評価に関して、外部のプライシングベンダーを利用するのは一般的になっている (岡本, 2014)。Deloitte (2010) は米国のアセットマネージャーを対象とした調査を行い、金融商品の評価に関して、73% の回答者が金融機関等のブローカーよりも外部のプライシングベンダーの情報を信頼し、66% の回答者が日常的にそのサービスを利用している結果を示した。
- 17 米国企業が 443 社、欧州企業が 328 社、日本企業が 164 社、豪州企業が 134 社である。
- 18 PH とは Pre-acquisition Headroom (買収前ののれん潜在性) を指し、のれんの減損損失計上の遅れに伴う影響を低下させるために提案された新たなアプローチである。
- 19 回答内容や回答率等を考慮し、最終的に 62 社からの回答が分析対象となった。なお細かな業種分類等は不明であった。
- 20 Mercato Telematico Azionario (MTA) と呼ばれるイタリアの株式市場の上場企業である。
- 21 この点は Okamoto (2014) の分析と合致する。
- 22 2015 年 1 月 1 日以降の期間では、オーストラリア企業は IFRS に基づく財務諸表の作成が義務付けられている (Finch, 2015, p.170)。
- 23 代表的なオーストラリア会計基準 AASB136 「資産の減損」でも、使用価値は「特定の資産もしくは資金生成単位から生じると期待される将来キャッシュフローの現在価値」と定義される (Finch, 2015, p.171)。
- 24 FASB が 2014 年 4 月に公表した会計基準更新書 (ASU) 第 2014-02 号「無形資産- のれんとその他 (Topic350) : のれんの会計処理 (非公開会社協議会コンセンサス)」により、非公開会社はのれんを最長 10 年間の定額法により償却できる代替的会計処理を選択できるようになった。詳しくは秋葉 (2017b) を参照されたい。

参考文献

- Accounting Standard Board of Japan (ASBJ) (2016), Research Paper No.2, *Quantitative Study on Goodwill and Impairment*.
- Accounting Standard Board of Japan (ASBJ), European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG), and Organismo Italiano di Contabilità (Italian Standard Setter - OIC) (2014), Discussion Paper, *Should*

- Goodwill Still not be Amortized?*
- Boyle, D. M., Carpenter, B. W., Luciani, N. and Mahoney, D. P. (2016), "Goodwill Impairment Adequacy: Perspectives of Accounting Professionals," *Management Accounting Quarterly*, Vol.17, No.4, pp.11-20.
- Deloitte (2010), *Springing Forward*, the Eighth Annual Fair Value Pricing Survey. Available at: http://www.deloitte.com/assets/Dcom-UnitedStates/Local%20Assets/Documents/FSI/us_fsi_im_fairvalue_march10.pdf (Accessed 5.05.2014).
- Duff & Phelps and FERF (Financial Executives Research Foundation) (2016), *2016 U.S. Goodwill Impairment Study*, November 2016.
- Duff & Phelps and FERF (Financial Executives Research Foundation) (2017), *2017 U.S. Goodwill Impairment Study*, November 2017.
- FASB (2007), Statement of Financial Accounting Standards No.141, *Business Combinations-Revised*, December 2007.
- Finch, N. (2015), *Goodwill Impairment Testing in Australia*, Scholars Press: Saarbrücken.
- Huikka, J., Mouritsen, J., and Silvola, H. (2017), "Relative Reliability and the Recognisable Firm: Calculating Goodwill Impairment Value," *Accounting, Organizations and Society*, Vol.56, pp.68-83.
- IASB (2008), *IFRS 3 Business Combinations*.
- IASB (2015), Report and Feedback Statement, *Post-implementation Review of IFRS 3 Business Combinations*.
- IFRS Foundation (2012), *Educational Material on Fair Value Measurement: Illustrative Example to Accompany IFRS13 Fair Value Measurement — Unquoted Equity Instruments within the Scope of IFRS 9 Financial Instruments*.
- Mazzi, F., Liberatore, G., and Tsalavoutas (2016), "Insights on CFOs' Perceptions about Impairment Testing under IAS 36," *Accounting in Europe*, Vol.13, No.3, pp.353-379.
- Okamoto, N. (2014), "Fair Value Accounting from a Distributed Cognition Perspective," *Accounting Forum*, Vol.38, No.3, pp.170-183.
- Petersen, C. and Plenborg, T. (2010), "How Do Firms Implement Impairment Tests of Goodwill?" *Abacus*, Vol.46, No.4, pp.419-446.
- Ramana, K. (2015), *Political Standards: Corporate Interest, Ideology, and Leadership in the Shaping of Accounting Rules for the Market Economy*, Chicago University Press: Chicago.
- Ramana, K. and Watts, R. (2012), "Evidence on the Use of Unverifiable Estimates in Required Goodwill Impairment," *Review of Accounting Studies*, Vol.17, No.4, pp.749-780.
- Wen, H. and Moehrl, S. R. (2016), "Accounting for Goodwill: An Academic Literature Review and Analysis to Inform the Debate," *Research in Accounting Regulation*, Vol.28, No.1, pp.11-21.
- Whittington, G. (2013), "Fair Value and the IASB/FASB Conceptual Framework Project: An Alternative View," in Pietra, R. D., McLeay, S., and Ronen, J., *Accounting and Regulation: New Insights on Governance, Markets and Institutions*, pp.229-268, Springer: New York.
- 秋葉賢一 (2017a), 「のれんの事後測定の見直し (1) — FASBによるのれんの減損の簡素化 —」『経営財務』第3300号, 24-27頁。
- 秋葉賢一 (2017b), 「のれんの事後測定の見直し (2) — のれんの償却 —」『経営財務』第3302号, 18-21頁。
- 大和田寛行 (2017), 「上場会社の経理担当者が知っておくべきPPA実務 第2回PPAのプロセス登場人物」『経営財務』第3310号, 14-17頁。
- 小形健介 (2017), 「米欧におけるのれん会計の政治化問題」『企業会計』第69巻第3号, 317-324頁。
- 岡本紀明 (2014), 「複雑な金融商品の評価に伴う外部専門家の利用に関する国際比較研究」『ゆうちょ資産研究』第21巻, 1-26頁。
- 國部克彦・澤邊紀生・松嶋登編著 (2017), 『計算と経営実践—経営学と会計学の邂逅』有斐閣。
- 竹村光広 (2013), 「最近のIFRSに関する誤解」『会計・監査ジャーナル』第695号 (2013年6月号), 25-28頁。
- 竹村光広 (2018), 「IFRS財団アジア・オセアニアオフィス〜これまでの活動実績と今後への期待」『経営財務』第3343号, 32-37頁。
- デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーー合同会社 (2016), 『M&A 無形資産評価の実務 第3版』清文社。
- 富田真史 (2016), 「のれんの減損テストと減損損失測定のポイント」『経理情報』第1465号, 19-24頁。
- 日本経済団体連合会 (日本経団連) (2017), 『のれんの会計処理に関するアンケート結果の整理』, 2月20日。
- 松本久幸 (2017), 「上場会社の経理担当者が知っておくべきPPA実務 第3回」『経営財務』第3314号, 18-22頁。
- 山田辰己 (2017), 『IFRSの本質：的確な実務判断を可能にする 第I巻』税務経理協会。